

## 平成29年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成29年12月26日（火）午後2時04分開議

### 議 事 日 程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成29年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 承認第8号 瑞穂市立穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設・解体工事についての専決処分について

日程第4 議案第43号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第44号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第45号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

日程第7 教育長の報告

日程第8 そ の 他

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

### ○本日の会議に欠席した委員

福 野 佐代子

### ○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 教育次長        | 山 本 康 義 |
| 教育総務課長      | 矢 野 隆 博 |
| 学校教育課長      | 村 山 邦 博 |
| 学校教育課主幹     | 郷 通 芳   |
| 学校教育課総括課長補佐 | 泉 大 作   |
| 幼児支援課長      | 林 美 穂   |
| 幼児支援課総括課長補佐 | 今 木 浩 靖 |
| 生涯学習課長      | 佐 藤 彰 道 |
| 生涯学習課主幹     | 國 枝 孝 治 |
| 生涯学習課総括課長補佐 | 広 瀬 常 司 |

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課総括課長補佐 小 倉 孝 一

**○傍聴者**

なし

開会 午後 2 時 0 4 分

### 開会及び開議の宣告

○教育長 只今より平成 2 9 年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

---

### 日程第 1 平成 2 9 年第 1 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第 1 平成 2 9 年第 1 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 2 9 年第 1 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

---

### 日程第 2 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加木屋委員にお願い致します。

---

### 日程第 3 承認第 8 号 瑞穂市立穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設・解体工事についての専決処分について

○教育長 日程第 3 承認第 8 号 瑞穂市立穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設・解体工事についての専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 3 承認第 8 号 瑞穂市立穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設・解体工事の専決処分について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 号の規定により下記のとおり専決処分し、同条第 2 項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、瑞穂市立穂積保育所の瑞穂市公私連携型保育所への移行に伴う、既設園舎解体及び仮園舎建設・解体工事を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○森下委員 プールについては、どのようになるのでしょうか。

○教育総務課長 既存のプールについては取り壊しを行い、仮設プールを設置する予定です。

○教育長 工事着工時期はいつ頃ですか。

○教育総務課長 1月16日開札予定で業者決定後直ちに着工を予定していますので2月上旬と考えています。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 承認第8号 瑞穂市立穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設・解体工事の専決処分について、承認することと致します。

---

#### 日程第4 議案第43号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第4 議案第43号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第4 議案第43号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成29年12月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成30年度の保育所延長保育申込書の一部を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○森下委員 様式第2号の保育を希望する時間の記載について、現行は早朝と夕方に分けて記載するようになっていますが、改正後については長時間にレ点をした場合は早朝か夕方かどのように区別するのですか。

○幼児支援課長 下段の利用時間に記入していただきます。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第43号 瑞穂市保育所条例施行規則

の一部を改正する規則について、可決することと致します。

---

**日程第 5 議案第 4 4 号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について**

○**教育長** 日程第 5 議案第 4 4 号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第 5 議案第 4 4 号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成 29 年 12 月 26 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成 30 年度の保育施設利用申込書等の一部を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 保育所施設利用に係る確認票において、利用を希望する保育施設の希望理由を第 1 希望施設のみへの変更ですが、第 1 希望での入所が出来なかった場合、第 2 希望・第 3 希望の理由が必要ではありませんか。

○**幼児支援課長** 申請を提出していただく段階では第 1 希望の理由が分かれば振り分けることができることと、第 1 希望に入所できずやむを得ず第 2・第 3 希望となった場合はその都度希望理由を確認させていただきます。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 5 議案第 4 4 号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

---

**日程第 6 議案第 4 5 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について**

○**教育長** 日程第 6 議案第 4 5 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第6 議案第45号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、瑞穂市社会教育推進員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。1氏名 勝野光、2所属 瑞穂市社会教育推進員、3任期 平成29年12月26日から平成31年3月31日まで、平成29年12月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため、瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第3条第1項の規定により委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

**○教育長** ご質疑ございませんか。

**○教育長** 社会教育推進員の現在の人数は何名ですか。

**○生涯学習課長** 121名です。

**○加藤委員** 県警アパートの社会教育推進員は何名ですか。

**○生涯学習課長** 1名です。

**○森下委員** 前任者からの変更理由は。

**○生涯学習課長** 県警内での異動によるものです。

**○教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第45号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、可決することと致します。

---

## 日程第7 教育長の報告

**○教育長** 本日をもちまして平成29年の教育委員会が終了致します。1年間委員の皆様におかれましては誠にありがとうございました。本年の8月末に中学校に導入された電子黒板によって変化しつつある授業の様子を視察いただきました。また、運動会・体育祭・合唱祭等も開催された行事の様子から、子ども達は着実に伸びてきていると感じています。12月議会において、待機児童解消・（仮称）中山道大月多目的広場の進捗状況・教職員の長時間勤務等の質問がありました。また、スポーツ少年団内における体罰があったのではないかととの質問もあり

ましたが、スポーツ少年団については体育協会内の組織でありますので、体育協会を通じスポーツ少年団及び当該少年団の関係役員の方々にお集まりいただき詳細な状況把握をし、今後の進め方について話し合いを行い、教育委員会として適切な対応を取っていきたいと考えています。公私連携型保育所事業、（仮称）中山道大月多目的広場事業、ＩＣＴ機器整備事業等の施策について高いハードルであったが、メンバーに支えられ着実に進められていることを感謝致します。委員の皆様におかれましても、色々なご意見をいただき進めてくれたことに感謝し、改めて御礼申し上げます。

---

## 日程第 8 その他

○教育長 教育次長。

○教育次長 一年間ありがとうございました。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 一年間ありがとうございました。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 2学期の総括をご報告致します。子どもの交通事故について 8 件発生しており、小学校 3 件・中学校 5 件で 1 件は自動車乗車中の事故で残り 7 件が自転車乗車中の事故です。幸い擦過傷程度で済んでいます。各学校においてはより一層の交通安全に対する指導を行っていく予定です。職員の交通事故について 6 件発生しており、追突をされた事故が 1 件で職員の過失による事故が 5 件で通勤中 4 件、私用 2 件です。生徒指導事案として、対教師暴力が小学校 2 件（昨年 8 件）、中学校 1 件、生徒間暴力が小学校 6 件（昨年 9 件）、中学校 3 件（昨年 7 件）、万引きが小学校 2 件、中学校 1 件、家出が小学校 1 件、中学校 2 件、いじめが小学校 1 2 件（昨年 1 6 件）、中学校 5 件（昨年 3 件）がありました。不登校者数として、1 1 月中に 7 日以上欠席者数が小学校 9 人（昨年 1 0 人）、中学校 4 1 人（昨年 3 3 人）、また 4 月から 1 1 月中までに 3 0 日以上欠席者数が小学校 7 人、中学校 3 4 人となっています。教職員の人事異動も含め対策を講じる必要があると考えています。本田小学校の人権教育発表会の中で紹介させていただきましたが、中小学校 5 年生の浅野君と巣南中学校 3 年生の新井遥菜さん、新井詩野さんが認知症の疑いの

ある高齢者の方の保護に尽力した案件がありました。保護につながるきっかけは浅野君が高齢者の方にあいさつをした際に少し様子がおかしいことに気付いたことでした。これも、教育委員会として重点活動として掲げている「あいさつのまちみずほ」が各学校の指導の下浸透し、実を結んだ案件であると思っています。この3人は本日の午後に北方署長より表彰をされる予定でありますのでご報告致します。議会質問にもありました教職員の長時間勤務解消について、7月に続き12月14日に学校業務改善アドバイザー派遣事業においてアドバイザーの先生をお招きして、校長又は教頭を対象として各学校の取り組みを先生にお聞きいただき助言をいただきました。一人一人の意識改革が必要であることや、教育効果があるからと言って全てを行ってはいは教職員の体に不調をきたすことが考えられるため、今効果があることを1つに絞って実施していくことや長時間労働の最大の弊害は、自己研鑽の機会の喪失であるので、職員自身が読書や映画・絵画鑑賞等の自分の時間を作ることで、子ども達の教育にプラスになるのだから、その様な時間を作れない働き方をしていることを見直す必要があるとのご指導をいただきました。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 瑞穂市保育所型認定こども園の設置に関する協定書について、児童福祉法第56条の8第2項に基づき、1協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地、2公私連携型保育所における保育等に関する基本事項、3市町村による必要な設備の貸付、譲渡その他の協力に関する基本事項、4協定の有効期間、5協定に違反した場合の措置、6その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項について仮協定書の内容について（福）慈雲学舎との間で確認していますのでご報告致します。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 6 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項の（2）の第三者評価の受審についてですが、評価するのはだれですか。

○**幼児支援課長** 県の第三者評価機関が決まっていますので、そちらで評価を受審していただくことになります。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** うすずみ研修センターの指定管理者について、シダックス大

新東ヒューマンサービス(株)にて12月議会で可決をいただきましたのでご報告致します。(仮称)中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託について、当該予算700万円を平成30年度へ繰越すための繰越明許補正が同議会にて可決されましたので、業務期間を平成30年9月末とし今年度中に業者を決定して契約締結を行いたいと考えています。1月7日、日曜日、午後2時より成人式が開催されますのでよろしくお願い致します。

**○教育長** 次回の会議日程ですが、平成30年1月24日、水曜日、午後2時00分より平成30年第1回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願い致します。

---

### **閉会の宣告**

**○教育長** 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成29年第12回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時03分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年1月24日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員 加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。